

2012. 1. 5 January

Vol.632

年金広報

発行所 社団法人日本国民年金協会
 編集発行人 河野 暁
 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
 TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894
<http://www.nenkin.or.jp/>
 E-mail: koho08@nenkin.or.jp
 振替 東京00190-2-77193
 年間購読料 1,890円 (税込・送料共)
 (昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

謹賀新年

会員各位のますますのご発展を祈念いたしますとともに、本年もなお二層わかりやすく、役立つ年金制度の各種情報を会員及び関係者の皆様にお届けして参りますので今後ともご愛読賜りますようお願い申し上げます。

二〇一二年 元旦

社団法人日本国民年金協会会長

阿部 恂

職員一同

Topics

平成二四年度の基礎年金国庫負担割合は、「年金交付国債」で確保

平成二四年度の厚生労働省関係予算案は、一般会計で二兆六、八七三億円となる。

平成二四年度予算案では、年金制度について、公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取り組みを進めること、また、持続可能で安心できる年金制度の構築に向け、基礎年金国庫負担二分の一を維持することとされている。

平成二四年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算(三六・五%)と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」(仮称)(年金差額分二兆四、八七九億円)によって国庫負担割合二分の一を確保する見通しである。

「年金交付国債」は、年金差額分と運用収入相当額とを合算した額を発行する予定で、平成二四年度の基礎年金の給付に要する費用の二分の一と三六・五%

の差額分(二兆四、八七九億円)および運用収入相当額(譲渡可能な国債での運用により得られる収益と同等になるよう算定)とを合算した額となる。

また、平成二四年度には、かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より二・五%高い水準で支給されている現行の特例措置について、年金財政の負荷を軽減し、現役世代の将来の年金額の確保につながるため、今の受給者の年金額を本来の水準に計画的に引き下げる予定である。具体的には、特例水準の二・五%を平成二四年度から平成二六年度までの三年間で解消し、平成二四年一〇月から〇・九%引き下げる見通しである。

平成二二年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

一二月二〇日、「平成二二年度厚生年金保険・国民年金事業

の概況」が公表された。

公的年金全体の加入者数は、平成二二年度末現在で六、八二六万人となっており、前年度末に比べて四八万人(〇・七%)減少している。このうち、国民年金の第一号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、平成二二年度末現在一、九三八万人で、前年度末に比べて四七万人(二・四%)減少している。また、第三号被保険者数は、平成二二年度末現在一、〇〇五万人で、前年度末に比べて二六万人(二・六%)減少している。

国民年金の受給者(旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計)数は、平成二二年度末現在で二、八三四万人となっており、前年度末に比べて五六万人(二・〇%)増加している。また、国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額が、五万五千円となっている。

さらに、平成二二年度決算における国民年金の収支状況は、

基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が三兆四、〇〇〇億円、実質的な支出が三兆一、〇〇〇億円となっており、その収支差引残は二、五一一億円の剰余が生じている。また、平成二二年度末現在の国民年金の積立金は七兆七、〇〇〇億円(時価ベース)となっている。

国民年金法施行令の一部改正

一二月二八日に公布された「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」により、国法施行令の一部が改正されることになる。

二〇歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金の所得制限限度額の算定および国民年金保険料の半額免除等の基準となる所得金額の算定において、一六歳以上一九歳未満の扶養親族に係る加算額については、税制上の扶養控除の見直し前と同額となるように所要の改正が行われることになる。



熊本城に新たな魅力 「桜の馬場」 城彩苑

九州新幹線全線開業にあわせて熊本城の一角に昨年3月にオープンした観光交流施設「桜の馬場 城彩苑」には、約9か月で120万人の観光客の方が訪れていただき、予想を上回る賑わいをみせています。

城彩苑は、江戸時代の城下町を再現した風情ある空間で、熊本城の歴史をまるごと楽しめる歴史と文化の発見ゾーン「湧々座」と、城下町熊本の古今の食文化に出会える飲食物販ゾーン「桜の小路」の二つのエリアからなります。

「湧々座」では城を築いた加藤清正公の入国から西南戦争までの歴史を臨場感あふれる最新鋭のパーチャルリアリテイで体感できるコーナーが人気をくし、中でも時空を超えたドラマを楽しめる「ものがたり御殿」は、多くの家族連れなどで賑わっています。

また「桜の小路」では熊本を選びすぐりの食事処と土産処23店舗が軒を連ね、熊本名物の太平燕をはじめ、いきなり団子・からし蓮根・馬刺しなどや人気のスイーツ・熊本ワインなどが味わえます。

九州へお越しの際は、熊本城とともに是非「桜の馬場 城彩苑」にも立ち寄りください。

営業時間は、湧々座17時30分、桜の小路の物販部門19時、飲食部門は22時まで。同所へは、JR熊本駅から熊本城周遊バス「しろめぐりん」で15分。交通センターからは徒歩5分。



「日出づる里」とも呼ばれる高下地区。冬至頃から元旦にかけて、太陽が富士山頂から昇る「ダイヤモンド富士」が拝めます。また、ここからの富士の眺望は、関東の富士見百景に認定されています。(写真提供 山梨県富士川町)

年頭所感

年金制度の信頼と理解を深める努力を

社団法人日本国民年金協会 会長

阿部 恂



二〇一一年三月十一日の東日本大震災、同時に発生した福島原発の事故、これらの処理復旧の対応、復興の足どりにもどかしさや不安を感じている人が多いのではないだろうか。被災した人の中には憤りに近い不信を抱いている人もいることであろう。超円高に表される経済社会の行き先、世界の経済社会の変動の中でもまれ続けている日本の経済の姿を心配している国民も多いはずだ。「何をしているんだらう、まったく」

「いったい、どう考えているんだらう」と国民がいつも、呟き、ぼやき、嘆くような世の中では困ります。政治が進むべき方向を掲げ、関係行政がその具体案を示し、国民を安心させなければならぬのに、この一年、全くそういう場面がありませんでした。経済社会、大震災だけではありません。あらゆるところでこうしたことが多発しています。年金制度、年金の行政の分野でもありません。俗に「宙に浮いた五千万件の

年金記録」といわれた「年金記録の不一致」問題もそうです。長い間に事務処理のミスがあったとしても、説明が進むにつれ、年金行政の不正によるものより、本人側がきちんと届出をしなかったため記録だけが残った、というケースがたくさん出てきました。本人側が年金制度について、十分理解、届出などをしなくても関係行政がきちんと努力、記録を残していた、といったほうが正しかったのかもしれない。これらは国民

に年金制度についていたずらに不信を煽りたてるかのとき、マスコミだけの責任でしょうか。最後の一件、一件までもやり抜くと胸を張った人などがいたお陰で、膨大な記録の中で、行方も知れぬまま、もがいている第一線担当者の苦勞はいつまで続くのでしょうか。国民年金の未納問題の解消と、いつかで始まった業務委託はかけ声とは裏腹に実行が伴わず、無駄遣いだったとの会計検査院の指摘もありました。

また、厚生労働大臣の委嘱による民間協力者という「年金委員」の制度はどうなっているのでしょうか。自治体ごとに人数差があるうえに、「年金委員」に何をさせるかの方策もはっきりさせていません。平たい言葉で言えばほったらかし同然、昔の制度を壊し新しいものにしたのにボランティア活動だから、政府、行政関係は手を出さないのでしょうか。年金制度に関する国民の真摯、真剣な熱意に水をかけるのでは困ります。

一方、これから先、年金制度について極めて重要な問題について国民がどう判断すべきか、政府関係行政ははっきりとした道筋や材料を示しているのでしょうか。「すべてが曖昧」というのでは困ります。専業主婦の三号問題といわれる事はどうでしょう。過去にさかのぼって納付させるべきなのに、免除をしたり、特例納付で納めさせることにしたり。適正に納付をした人、返還に応じた人たちの間で不公平はなかったでしょう。

か。年金制度に関する国民の不信を助長したことは間違いないかもしれません。パート、派遣など短期労働者の年金制度の適用問題はようになっていくのでしょうか。従来の終身雇用制度が崩壊し、世界中で新しい「働くかたち」としてできたものがパート、派遣の労働者です。これから先、消えてなくなるものはありません。これから先も日本の社会を支える人たちです。この人たちが年金制度からはずすことは日本の年金制度をゆがんだ形のままにすることなのです。この人たちが年金を貰うようになったとき、年金制度はなんて頼りにならないものか、と思うようでしたら、長い間に築き上げてきた国民皆年金の公的年金制度の輝きはなくなってしまう。年金制度の新しいあり方として企業、労働者双方に理解させる努力はどれだけしているのでしょうか。年金受給年齢の引き上げ、標準報酬月額額の引き上げなど大変な問題への対応はどうなっているのでしょうか。

新年を迎えて

厚生労働省年金局長

榮畑 潤



平成二十四年の新春を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

年の初めに当たり、日頃の年金行政へのご理解とご協力に感謝を申し上げますとともに、今後の年金行政につきまして新年に臨む決意を述べさせていただきます。

政府・与党では、社会保障と税の一体改革について、社会保障の機能を強化し、現役世代も含めた全ての人がより受益を実感できる社会保障制度に再構築するため、最重要課題として取り組むこととしております。

一体改革では、所得比例年金と最低保障年金の組み合わせからなる新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や

環境整備を進め、実現に取り組むこととしております。平成二十五年中の法案成立に向けて取り組んでいきたいと考えています。

また、新しい年金制度の方向性に沿って、現行の年金制度を改善することとされており、現在、社会保障審議会年金部会等の場でご議論頂いているところです。年金の最低保障機能の強化や高所得者の給付の見直し、特例水準の解消、短時間労働者に対する厚生年金適用拡大、被用者年金の一元化等の課題に全力で取り組み、今年度の通常国会への法案提出を目指してまいります。

基礎年金の国庫負担割合二分の一の維持は年金制度の持続可能性の確保のために不可欠です。平成

二十三年度は二分の一の維持に要する臨時財源が東日本大震災に対するために活用された経緯を踏まえ、復興債を活用して二分の一を確保することとなりました。平成二十四年度も、国庫負担割合二分の一を維持すべく、全力で取り組んでまいります。

さらに、国民年金の第三号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、保険料を納めていたではない期間の保険料の追納を可能とする等の配慮措置を講じながら、不整合な記録を訂正していくことを目的とした国民年金法改正案を国会に提出しているところであり、早期の成立を目指してまいります。

年金の資金運用については、厳しい経済環境が続いており、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用に努めてまいります。また、昨年より社会保障審議会年金部会の下に専門家による検討の場を設置し、積立金運用の在り方について議論を開始して頂いたところ。専門委員会における議論及び年金制度・財政や独立行政法人制度の見直しの動きも踏まえ、必要な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

社会保障協定については、これまでに発効した協定国数は十二カ国となっており、本年三月一日にブラジル及びスイスの協定を発効する予定です。また、現在、中国、インド等の八カ国との間で交渉や協議を行っているところであり、今後とも、協定締結国の一層の拡大に取り組んでまいります。

企業年金制度については、株安・円高が急激に進行するなど経済金融環境の不透明感が高まる中で、各企業年金にとっては難しい舵取りを迫られる場面も増えてい

ことを思います。引き続き状況を十分に把握し、関係者の皆様のご意見を行政の立場としてもしっかりと受け止めてまいりたいと考えております。

また、適格退職年金制度の移行期限である平成二十三年度末まで残りわずかな期間となりました。平成二十四年度税制改正大綱において、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については税制優遇措置の継続が認められました。期限内の円滑な移行促進を図るべく、最後まで一層力を注いでまいります。

年金記録問題につきましては、これまで、約千六百万件の記録を基礎年金番号に統合するなどの実績をあげております。

また、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせを進めるとともに、「ねんきんネット」の充実を進めております。「ねんきんネット」は、インターネットを利用して、いつでも手軽に自身の年金記録

の確認やライフプランに合わせた年金見込額試算を行えるサービスですので、多くの国民の皆様にご利用いただきたくと考えております。

発足後三年目を迎える日本年金機構では、最優先課題である年金記録問題への取組とあわせて、各般の課題に取り組んでまいりました。年金相談の待ち時間を大幅に短縮するなど「お客様へのお約束十か条」を着実に実践するとともに、業務の取り組み実績を国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、アニュアルレポート（年次報告書）を発行するなどの取り組みを進めてまいりました。また、お客様に信頼される組織運営を実現するため、より一層のお客様サービス向上を目指し、組織風土改革の取り組みなども進めてまいりました。しかしながら、年金制度を安定的に運営していくためには、基幹業務の着実な取り組みこそが肝要であり、厚生年金の未適用事業所の適用促進、国民年金保険料

こう やま せい し

熊本県熊本市

幸山 政史 市長



日本一暮らしやすい 政令指定都市をめざして

歴史が息つき、豊かな自然に恵まれた熊本市。九州新幹線の全線開業、二〇番目に指定された政令指定都市への移行、と大きな転換の中にあつて、同市は現在、新たなステージへと移る準備に余念がない。



九州の中央に位置し、全国一位(平成二〇年)の入場者数を誇る熊本城をもつ城下町、熊本市。豊かな自然に恵まれ、七三万人の市民の上水道一〇〇%を地下水でまかなっており、農水産物は全国有数の生産額を誇るなど、都市として恵まれた資源を有している。実際、新幹線効果は絶大で、「熊本城の入場者数」が来訪者のパロメーターとなつていますが、前年度比一〇%の伸びですと幸山政史市長。医師数は人口一千人あたり約三・七人で政令指定都市中第三位、病床数は人口一千人あたり約二・四・九床で政令指定都市中第一位、専任救急隊数は人口一〇万人あたり約二・四七隊で政令指定都市中第三位と、医療先

自治体として、老後も安心して持続可能なものにしていく

進都市でもある。一八回の合併を繰り返して、晴れて政令指定都市に指定されることとなった。幸山市長は「それだけに地域のつながりが強く、協働のコミュニケーションがとれているように思います」と感慨深さを隠さない。政令指定都市への移行に伴う市民の声を伺うと「まだ、あまり実感が湧いてないかもしれませんが、アンケートでは『子育てや保健・福祉・医療等が充実した、安心して暮らせる都市』となることを期待するという回答が最多でした。政令指定都市への移行はあくまで自治の仕組み・手段のひとつですが、これによって成果が出たというようにしたいです(幸山市長)。

熊本市がめざす都市を実現するための具体的施策として「名城を持つ歴史と文化の息づく都市としての誇りと挑戦」「日本一の地下水都市・森の都としての誇りと挑戦」「食の恵みを満喫できる都市としての誇りと挑戦」「九州中央の交流拠点都市としての誇りと挑戦」だれもが安心して暮らせる政令指定都市としての誇りと挑戦の五つ

熊本市 Data Box	
【人口】	(平成23年11月1日現在)
総人口	726,826人
男	342,466人
女	384,360人
世帯数	316,710世帯
【年金被保険者数】	(平成23年3月末日現在)
第1号被保険者	116,289人
(内任意加入)	1,952人
第3号被保険者	55,632人
【年金受給者数】	(平成23年3月末日現在)
国民年金	142,828人
厚生年金	152,223人
【年金受給額】	(平成23年3月末日現在)
国民年金	97,265百万円
厚生年金	103,289百万円
(資料 熊本市、熊本西年金事務所)	

国年担当者から 熊本県熊本市 健康福祉局健康政策部国民年金課

熊本市は全国でも長寿県であるがゆえに、公的年金制度の果たす役割の重要性を一五名の職員と嘱託職員五名も実感する日々だ。年金事務所が近いこともあって、本庁への来訪者が圧倒的に多いという。障害年金の相談が増加しているため、その対応も時間を要する。「『高齢の市民から『今の国民年金制度のことがおかしい』『この部分は何かならないか』とご意見をいただくこともあるが、『現法律・制度ではこのようになっているから仕方がない』とは言わずに『現在、種々検討されていますが、国が真剣に考え、早くよか制度にならぬといかんですね』と答えるようにしています」と能丸尚幸国民年金課長は言う。「年金事務において市町村の裁量はないのが現実なのですが、市民にとっては身近な市町村にしか言う場がないんですね。そんな思いを充分にくみ取って事務にあたらないと市民の信頼は得られないと思います」と能丸さん。

市民目線で相談にあたる



年金相談の来訪者が引きも切らない、国民年金課の窓口

東日本大震災のとき、宮城県東松島に派遣業務で赴いたという宮田和徳さんは、「まずは医療」ということで、保健師活動の後方支援で一週間同行し、その後年金業務支援で一月月滞りました。最初はどのようなことかと思っただけで、経験してよかった」と話す。これまでは市が音頭をとって県内各市の職員に研修を行っていたが、遠距離の市にはタイムロスが大きいこともあって、より実務的かつ効果的な研修を「年金事務所」に働きかけた結果、平成二三年度より事務所主催で管轄市町村の職員に向けた研修会が実施されているという。長期にわたる景気の低迷、雇用形態の変化で免除、若年者納付猶予、学生特例などの申請が増えているのは同市だけではなく。そのような中でも、高齢者が安心して暮らすことができ、現在の若い世代の人が希望をもって進んで加入できる年金制度となることを職員一同願ってやまなう。

新春座談会 ①

国民年金事務と

市区町村



- 山崎 泰彦 さん** (司会) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授
- 中村 博治 さん** 厚生労働省年金局事業管理課長
- 阿蘇 俊彦 さん** 日本年金機構国民年金部長
- 林 友美 さん** 神戸市保健福祉局高齢福祉部 国民年金医療課国民年金係長
- 和田 恵美子 さん** 岐阜市市民生活部国民年金課年金係長
- 北野 智子 さん** 横須賀市市民窓口サービス課 国民年金担当主任

(登壇順)

地方分権一括法によって国民年金事務が国の直接執行事務となつてから一〇年を迎える。この間の国民年金事務の変化そして日本年金機構発足後の市区町村の現状をテーマに、自治体の国民年金事務の現場担当者、日本年金機構本部、厚生労働省年金局から出席していただいた(文中敬称略)。

機構発足後の国民年金事務

山崎 ◆本日は多忙のところありがとうございます。まずはじめに中村課長さん。日本年金機構の本部、地方の事務所、市町村と、業務の全体をご覧になってどのようにお感じですか。

中村 ◆二年一月に日本年金機構が発足しまして、年金事業を推進する国の体制が大きく変わりました。機構も含めて私たち自身、自分たちの問題解決に非常に時間をとられたような状況もあって、特に市町村の皆様との関係という点では、従来に比べて不十分な点もあったものと率直に反省しています。



中村博治さん

社会保険庁の頃から、記録問

題に集中しなければいけない事情もあって、厚生年金と国民年金の適用・徴収といういわゆる本業と呼ばれる部分の取組みが実績として目に見えて落ちていたという状況がありました。が、昨年度あたりから徐々に回復して、本年度上半期では実績としてなかなか上がってきているのではないかと思います。

それから、新しい組織になったことであわせて、民間からも新しく多くの人材を採用して組織の雰囲気についても、内部での努力もあってかなり変わってきていると聞いています。今後、国民年金事業の推進という点で、市町村との関係も含めて、よりよい形にもっていくようにしていきたいかなければならないと考えています。

山崎 ◆阿蘇さん、いかがですか。非公務員型の機関として発足し、記録問題など社会保険庁の負の遺産を引き継ぎながら、また日常業務に手落ちがあつては



阿蘇俊彦さん

回ったところがありました。国民年金業務につきましても、収納率が下げ止まったわけではないのですが、本部・現場一体となって、何とかお客様に迷惑をかけないようにということ

で事務処理等を進めています。市町村との関係については、今まで積み上げてきたものがない部分も多々あり、特に二年のスタート時には、新しく事務を担当される方への研修ができません。市町村の職員のご迷惑をおかけしました。今後は基幹業務に重点を置いた事業運営を進めていかなければならないと考えています。

山崎 ◆市町村の側から見て、新しい体制はいかがですか。あまり厳しくならない程度に(笑)。

林 ◆三年までの市町村が中心になって国民年金事務をやっていた時代、一四年以後の社会保険庁に収納事務が移管された時代、そして二年に社保庁から日本年金機構に変わってから

また二年以降は、国から日本年金機構になつても、市町村事務は何も変わらないと聞いていましたが、実際機構に変わると、機構の方自らが「社保庁

特に二四年のときは、長年パートナーとして一緒にやってきた人たちが引き継ぐので、市町村がやってきたことはずべてわかってくれていると思つていました。しかし、残念ながら市町村がやってきたことには十分には引き継がれず、とても歯がゆい悔しい時間を過ごしました。

山崎 ◆いかがですか、和田さん。

和田 ◆私は二〇年四月から国民年金の業務に携わっています。その前には、新規採用で市役所に入った六三年四月から四年間年金の担当課にいたことがありますが、その六三年当時だと、市町村も職員数が充実していたし、社会保険事務所も一生懸命研修をやってくれたり、わからない給付のことを的確に教えて指導してくれました。



林友美さん

で、難しいところがあります。窓口をやるにしても何にしてもそこらまず勉強しなければいけないので、新規採用の職員には大変ではないかと思つています。

岐阜市の場合、わりと年金事務所の人がかかりしているの

山崎 ◆実は、私もそのようなお話はよく聞いていて、だいたいそういう話に落ち着くだろうと思つていました(笑)。ただ年金事務所も地域的にかなりばらつきがあるようで、北野さんのおられる神奈川県などは、中央も承知しているくらい、人員配置も手薄いみたいですね。そんなこともあるのでしょうか。

北野 ◆私も平成二五年から国民年金の仕事をしていてのですが、年金の仕事というのは市民税の知識もなければできないし、住民票や戸籍のような市民生活に密着した知識がある程度ないと、判断ができません。

また、機構になつて、責任の所在が明確でなくなったところがありません。事務所が決めていたわけではない、あとは事務センターが決めることなので、自分たちは通過点でしかないからと言われてしまつています。

年金事務所自身の役割分担というのでしょか、厚生省の役割、そして機構が本来負わなければならない責任みたいなものが、現場では明確になっていないという気がします。現場の職員にとつては組織的な指揮命令系統がまだはっきりしていないと感

山崎 ◆市町村の方は自分のところの市民ですから、逃げられないのでしょか。それで北野さんのような厳しい意見になるのでしょか。全国すべてそうだとおは思つていませんが、いかがですか、阿蘇さん。

阿蘇 ◆二年一月にスタートした状態で、事実そのようなことは生じていました。民間、特殊法人になつたと、自分たちで型をはめてしまつてるところがあります。

責任は厚生労働省にあると法律に書いてあるというように。

しかし業務の委託を受けたという事は、すでに責任が移っているわけです。少なくとも委任・委託されたという事は、機構の理事長が権限を受けているわけです。組織が変わって、機構本部がすべてをガバナンスするのだと、職員の意識を変えようとしてきました。この二年で職員の意識は大分変わってきてはいますが、全国を見ても、ブロック一つとってもまだできていない部分もあるのではないかと思います。

また、たしかに責任の所在が明確になっていないところもありました。審査は私たち事務所がしますとか、いや、審査は事務センターに回して入力までする、それが事務センターの責任だとか、一〇人に聞けば一〇人が別の答えをするわけです。しかしこの点は大分改善されてきています。

市町村から事務所、事務所から事務センターと、本部も含めて通達関係、審査関係はまだまだ誤解されている部分があると思います。

機構が抱える現状と課題

山崎 ◆ 話題を自由に出していただいています。林さん、いかがですか。



山崎泰彦さん

林 ◆ 神戸市内には四つ年金事務所があり、一つの事務所管内で疑義の事案があった場合、ほかの事務所にも確認をしますが、的確な答えはなかなか得られませんが。結局事務所としては、「事務センター次第」という回答になり、その事務センターでもマニュアルになければ判断はしてくれません。またブロック本部は、事務所と機構本部の連絡係のようなもので、事務所から疑義照会をあげて機構本部からいつになるかわからない回答を待たされることになりました。最近では、市町村からも厚生労働省に確認させていただけるようになりましたので、正直、本当に助かっています。

また事務所は、ブロック本部や機構本部の回答が納得できるものでなくても、一度出された回答には従います。しかし市町村では納得できないことを市民に押しつけることはできません。先日もある事案で、どうしても納得できず厚生労働省の方に確認したところ機構とは違う回答が返ってきました。しかし、事務所に処理を撤回してもらったのは、厚生労働省から機構本部、機構本部から事務所へと訂正の指示が下りて、ようやく可能となりました。結局、それに二か月くらいかかってしまい、正しい答えが返ってきたときには、もう手遅れです。今の機構では、知識、経験の不足以上に、判断に時間がかかりすぎていると思います。

北野 ◆ それから「マニュアルに書いてあるとおり」という答えも多いです。マニュアルに書いてあったとしても、もどになる法律がそこにあるでしょうと話すのですが、そのマニュアルから飛び出せないというか。法令集とか通達集とか、そういう本があることすらも知らない職員がたくさんいるのです。

和田 ◆ 機構のホームページに疑義照会というのが載るようになって、すごく数が多いですね。どうしてここに来てそんなに疑義照会があるのかなと、素朴にすごく疑問に思うのです。

事務のもととなるところがわかっているなくて、枝葉ばかり気にするので、そんなに疑義照会が多いのだと思うのです。そういう幹となるものところをしっかりと教育すれば、疑義照会も多くなりませんかと思うのですが。

結局、年金事務所の人に聞いても、指示書が年間にたくさんくるので、それを見て理解するのに追いつかないところがあるのです。根本的な知識は皆さんで共有していただいて、その上でわからない難しいところは疑義照会があってもいいと思うのですが、すべて疑義照会というのはどうかと思います。



和田恵美子さん

山崎 ◆ 機構が発足するときの事情で、優秀な人が、職場を去ったとか、記録問題で中央に動員されたとか、新しい人が大量に採用されて研修が追いつかないとか、いろいろなことが重なっているのではないかと。

中村 ◆ いま指摘いただいたのは、まさに現在機構が抱えている課題だと思います。一つは機構の職員の資質の向上というか体制の問題で、業務に精通した職員を、たとえば記録問題のほうに重点的に配置して、対応を進めているのも事実だと思います。そういったなかで新戦力の職員のレベルアップを図って、早く第一線の職員として活躍できるようにしていかなければいけないという課題があります。

もう一つ、それぞれの地域でエキスパートがやっていたこととの裏腹で、ともすれば東と西で違う取扱いがあるのではないかと。この問題がありました。これもいま機構が進めている課題の一つです。それを統一的に標準化していかなければならないというところで、マニュアルの整備・充実をずっとやってきています。

また、たとえば都市協の総会などでのご要望にお答えするときにも、省令でそうなっているという外形的な答えではなく、理由をきちんと言うようにしなければいけないのではないかと、内部で議論しながら検討しています。不十分な点はありますが、本省も含めて各職員がそういう意識付けを持っていくことが大事なのだろうと思います。

山崎 ◆ 機構の職員の研修をこれから強化していかなければいけないでしょうね。市町村は二四年以降ずいぶん手薄になり、皆さんのような方が少なくなっています。国民年金の業務で先輩の経験を継承するというのも大変ではないでしょうか。

和田 ◆ 市町村の職員も今は四五年で異動になってしまつので、昔みたいに一〇年とか二〇年という人がいなくなっています。ローテーションが早いので、やはり難しいですね。

山崎 ◆ むしろ市町村のほうで研修の場を設けてほしいくらいなんでしょう。どのような形がいいのですか。

北野 ◆ 今まで地方社会保険事務局が主導して、まず新任研修と中堅職員研修、それから個別にもう少し専門性の高い給付関係のものという形で、テーマで分けてやっていた方が良かったです。機構や厚生労働省にお願いしたいのは、この事務局がやっていたようなもので、新任職員向けと中堅職員向け、それからテーマ別ですね。そういう研修をやっていたらいいと思います。

林 ◆ 昨年、近畿厚生局とブロック本部共催で近畿の市町村を集めて研修会が実施されました。しかし、その内容は、制度の厚い資料を何人かの講師が読むというスタイルで、わざわざ遠方から集まった市町村職員の中には、資料を送ってもらえればよかったのと思った人もいたと思います。講師の育成は非常に大切で、市町村にとっても大きな課題の一つです。

北野 ◆ 南関東ブロックでも、何か事務連絡があるときにおまけのように二時間か二時間資料を読むだけの研修がありました。今年の「運用三言」と交付金の説明会の時に機構本部からの指示があったということでもセットでやっていました。

中村 ◆ 機構の中でも、職員向けの研修の充実というのが一つ課題になっています。今取り組んでいるということなので、そういう人がさらに市町村向けの講師として育っていくことは、期待できると思います。

山崎 ◆ ベテラン職員にお願いしたらどうですか。

中村 ◆ 当然ありうると思います。それから地方厚生局のほうも、研修とか説明会をもっと充実させるように私たちが要請もしています。

厚生局の職員自身も、最近の状況をリアルに把握できているのかどうかという問題、要するに本省と厚生局との連携強化の問題があります。機構本部とブロック本部あるいは事務所との問題もあるのですが、私たちが厚生局も同じ問題を抱えている。今後少し考えていかなければいけないと思っています。

山崎 ◆ 今はどうなのですか。

北野 ◆ 神奈川県内の都市協は、年に二〜三回ずつ細々とやっています。ただ、それでもやめたいのは、自治体はやはり横につながっていないと情報が入ってこないからです。去年、神奈川県都市協の会長市をやりましたが、いろいろなところから情報が発信すれば皆さんもやはり反応して、私のところに聞いてくるようになります。情報は欲しいので、そういう協議会も必要だと思います。

山崎 ◆ 国や機構が何を考えているのかを直接聞けないで、横で情報交換してきた。本当に情けないです。逆に言うと、市町村の人はそこまで国民年金のことを思っておられるのかな。住民にとって事務所よりも、市町村がいちばん身近ですからね。

（以下次号に続く）



年金事務所

根拠となる法律を勉強する大切さ 社会保険のよき伝統をつないでゆく

現場で被保険者、受給者、事業主のニーズにどう応えていくか。「法律に還れ」と基本を忠実に守りながら社会保険のよき伝統も守り育てていくという中野年金事務所取材した。



中野年金事務所(東京都)

船乗り志望が二転して 社会保険の道歩む

中野駅北口から直線距離にして五〇〇mほど、公園と道路を挟んでちょっと洒落た三階建ての建物、それが中野年金事務所だ。入り口を入ると「いらっしやいませ」とこやかに案内の女性職員が声をかける。約束の時間の少し前だったが、来意を告げると所長室に案内される。



辻典秀所長

出迎えた所長は辻典秀さん。昭和五二年の熊本県保険課採用で、県内の社会保険事務所、保険課、事務局を経験、八代年金事務所の副所長から昨年八月に現職に就任。熊本に家族を残しての単身赴任だ。辻さんは国立熊本電波高専出身という経歴。「船に乗りたくて入学したのですが、オイルショックで船関係の就職が厳しくなって」社会保険の道歩むことになった。

東京への異動の内示があったとき抵抗はまったくなかったという。「全国異動は覚悟していましたが、ブロック本部長との面接でも『どこでも行きます』と申し上げてきましたから。行くのなら途中より東京がいいかなと思っていました。熊本からは交通の便が一番いいのが東京なんですよ」。

中野年金事務所の定員は五五名だが現時点の在籍は五二名のうち正規職員が二〇名、有期職員が二九名、アシスタントが三名という陣容。どこの事務所でもそうだが、ここ中野年金事務所も正規職員が過半数に満たない状況。

日本の年金制度は改正に改正を重ね、経過措置、特例が加わり複雑ということでは世界に例を見ないと言われている。職員はそれを理解し分かりやすく被保険者、受給者、事業主に伝えなければならぬ。「この仕事は何年かかかって覚えていくもの(辻所長)だから、有期職員ということで期限が来たからといって辞められては本当にもったいないのだ。しかし、現場の所長としては

与えられた戦力で戦わなければならない。自分の所だけ正規職員を増員してくれとは口が裂けても言えないのだ。だから辻所長は人材育成を重視する。その所長がまずやっていたことは、何か特別のメニューがあるかと思いきや、それは「挨拶と整理整頓」であった。

まず基本ができていなければ、それより前へ進むことはできない。所長のやったことは正解であった。余談ではあるが首都圏の揺れも尋常ではなかった東日本大震災のときも中野年金事務所では「物一つ落ちませんでした」という。

朝礼もそれぞれ各課月一回だったのを週一回に。月一回は全所の朝礼を実施し、各課の勉強会も月一回やるようにした。勉強会は「週一回やっている課もあります。勉強会に時間をとられるように思われますが、実はここで業務の改善やサービスの向上について話し合うことになって、仕事のスピードが速くなります」と辻所長。

中野年金事務所の管轄は中野区。国民年金事業は所得情報など自治体との連携が不可欠だが、中野区からは一括で所得情報を提供されていないのが実情だ。「何回もお願ひに行っている

のですが守秘義務で通らないようです」と残念そうな辻所長。所得情報を年金事務所が把握するということは最終的に無年金者を無くすることにつながり、区民のためになるということを理解して欲しいということだろう。このあたりは現場の年金事務所と自治体の折衝では限界がありそうだ。厚生省年金局と総務省で話し合ってもらいたい問題だ。

辻所長は「私の場合は本当に先輩たちに鍛えられました。これを人材育成という形で職員にフィードバックして少しでもいい人材を残していかなければと思っています。やはり法律、通知、通達をきちんと読んで勉強してもらいたい。マニュアルも大切ですが、最終的には法律を知っていなければ説明がつかないのです」と根拠となる法律を勉強する大切さを語ってくれた。社会保険のよき伝統は機構になってもつないでいかなければならないのだ。

楽しく仕事できる環境を基本とすると応用利かない

吉田義勝副所長は中野社会保険事務所次長に二年八月に着任。機構移行後も副所長として所長を支える。心がけていることは「職員が楽しく仕事できる環境づくりを目指しています。どの方がいらしても片付いている、綺麗だといわれる事務所にしていきたいですね」と語ってくれた。

厚生年金適用調査課長平松正己さんは他の事務所同様庶務も兼ねている。庶務担当は四人、

適用調査は九人の合計一三名が課員。中野区の特徴は大きな事業所はあまりなく業種としてはサービス業、卸小売業で半数を占める。適用業務も基本は法律。法令の基礎的な研修を課内で行っているが「基本を怠ると応用が利かないという考え方でやっています」と平松課長。

当面の課題は「未適用事業所への適用拡大です。課員みんなが同じスキルをもってもらうのが理想です。私どもの仕事は時間的な仕事ではないので長く働いていただかないとつながりません。有期職員ということ区切ってしまうとそこが危惧されます」と語る。

お客様相談室長加藤久雄さんは「満足を頂ける相談業務を提供させていたくというスタンスでやっています」と語った上で、そのポイントとして「お客様の話をききつつ聞いて、知りたいこと的確に答えることです」ときっぱり。そのためには「お願いしている社労士さん含め的確に答えられるようにすることが一番肝心です」。

抱負については「年金相談は、年金の受給手続をするために多くの方が利用する所ですから。きちっと満足していただける対応をしていくと、そう願っています」と答えてくれた。

**制度の理解が不十分
学校での年金教育を**

国民年金課長吉井弘子さんは職権適用が多くなってきているが、なかなか年金制度について十分な理解を得ていないのではないかと危惧している。吉井さ

んは「学校での教育できちんと二〇歳になったら国民年金を教えて欲しい」と切に思う。これは自分の仕事をしやすくするためのだけでなく、税金や年金など公共的な責任を果たすような教育が不十分ではないかという思いなのだ。

吉井さんは市場化テストについても「果たしてあれでいいのかと思う」という。以前は国民年金推進員の方々が夜間と休日もフォローして、未納者に直接面談してくれていたが、今はごく大まかなアドバイスしか市場化テストの業者にはできなくなっている。国民年金という公共的な仕事を簡単に営利目的の民間会社に任せていいのだろうかという疑問である。

最後に吉井さんは「この会社も同じだと思うのですが、みんな一つの仕事を協力しながら上手くやっていると聞いて、知りたいたいこと的確に答えることだと思います。そのためには健康には気をつけてもらいたいと思っています。やはり健康でないと頑張れませんから」と語ってくれた。

厚生年金徴収課長河島幸さんは世田谷年金事務所の国民年金一課長からこの一〇月に中野年金事務所に異動になった。徴収の仕事は二、三年振り現場に戻ったと言う感じだそうです。河島さんは徴収は「一番やりたかった仕事です」と胸を張る。

「法律に基づいて滞納処分は絶対にやらなければなりません。事業主から保険料部分が控除されているにもかかわらず、それが納付されていないというのは許される行為ではありません」と語る河島さんにとって記録問題等で徴収課本来の仕事が思うようにやれなかったことが歯がゆくてならないのだ。

しかし、そうは言っても年金業務、特に徴収業務には強い逆風が吹いている。「もちろん記録問題を持ち出されたり、『お前たちはお金をとって無駄遣いばかりするじゃないか』という批判をいただいたりします。そこはなかなかやりにくいのですが、どう切り返していくかですね。私もいろんな知恵を出しながら課員を叱咤激励しながら取り組んでいるところです」と河島さんは前向きな姿勢を崩さない。

「この不景気のなかで九〇数%の事業所からは社会保険料を納付いたたいっています。ですから払わなくてもいいやとか払わなくても何とかなるというのは本来許される行為ではありません」と語る河島さんは厳しいだけではない。

事業主に対しても「税金は道路になったり、公園になったり国防とかいろいろなところに使われるわけですが、保険料は反対給付として年金や医療を受けられるわけですから」と諄々と説く。年金保険料は年金給付のためにしか使われないという話は説得性も高いということだ。

辻所長のもと、年金業務という公共性の高い仕事に取り組む中野年金事務所の幹部職員は、十二分に感じることができた。心に暖かいものを感じながら中野年金事務所を後にした。

年金教育の灯を消すな

千葉県では元年金教育推進員であった教員OBが年金委員（地域型）に委嘱され千葉県国民年金委員会の事業として、ポランティアで年金教育の灯を消すなど頑張っている。千葉県立の白井高校と船橋古和釜高校での年金教育をレポートする。

県立の白井と船橋古和釜元校長がポランティアで

秋晴れの十一月十七日、白井高校の三年生は体育館に集合、県立高校の元校長経験者の櫻村一之先生の「公的年金教育セミナー」に耳を傾けた。白井高校は千葉ニュータウンにあり、昭和五八年に設立された。「地域に開かれた学校」を目指し、年金教育だけでなく、地域の特産の藍染を生徒に経験させるなど特色のある教育を行っている。

櫻村先生は動画を使って「君たちがおじいちゃんやおばあちゃんから貰うお年玉も年金からだよ。その年金制度は世代間の助け合いによって維持されているんだ」とわかりやすく年金制度の仕組みについて解説。生徒も熱心に聞き入っていた。

また二月一日には県立船橋古和釜高校で年金セミナーが行われた。同校は、船橋市で創立三二年となる全日制普通科高校である。「自立・協力」を校訓として掲げ、こころ豊かな高校生活を送りながら、健全な社会の維持・発展に貢献できる人材育成を目指している。



白井高校体育館でスライドを使った解説を熱心に聞き入る生徒たち

講師は、県立高校の元校長経験者の永野良一先生である。生徒たちの元気のよい挨拶に迎えられて登壇。生徒たちには、日本年金機構の年金パンフレットが事前に配布されていた。永野先生は、まず、生徒たちに「年金手帳」の現物見本を回覧、年金について、何か読んだりして知っている人、手を挙げて、「と質問。百数十名の生徒たちの手は挙がらなかった。永野先生は、年金制度の意義、仕組みを時折テキストを引用しながら講義された。二〇歳から年金の保険料納付が始まること、学生の納付特例があることなどを説

明、障害基礎年金の給付に触れて、「年金には、ぜひ、入って欲しい」と強調された。生徒たちが、ほうっとこよめいたのは、永野先生の老齢のご両親が年金を受給されているため、ご両親には、お小遣いをあげるだけでいいんだよ、と話されたときである。生徒たちに年金の仕組みが、身近な、現実的なものとして伝わったようであった。

今回の、両高校での年金教育は、高校から日本年金機構に依頼があり、千葉県事務所から「千葉県国民年金委員会」に話が伝わって実現したものである。千葉県では、地域型の年金委員が組織的に、かつての国民年金委員や年金教育推進員たちが、委員会事業として様々な活動をしている。

永野先生に伺いました

講義終了後、船橋古和釜高校の会議室をお借りして、永野先生に千葉県での年金教育の現状、そしてなぜ年金教育を続けられるのかについて伺いました。

永野先生は、櫻村先生同様、年金教育推進員として、過去数年、年金教育を行ってこられた。

千葉県では、年間三〇校が年金教育を実施していたそうである。年金教育推進員には、講義の報酬も支払われていた。しかし、日本年金機構への移行に伴って年金教育推進員の制度が廃止された。制度廃止、管轄の移行などで、現在では年金教育を実施している学校は数校に留まっている。今回の両校での実施は、「非常にありがたいことだ」



船橋古和釜高校の生徒も、年金の仕組みを現実的にとらえることができた

と話された。

また、永野先生は、若い人への年金教育は「若い人も年寄りも、助け合って安心な社会を創っているんだ」ということを伝え、わかり合うための重要な活動であり、継続していかねばならない活動だという強い使命感のもと現場で活動されている。

千葉県では、年金委員会が年金教育を大きな活動事業としているため、学校、年金事務所からの要請に応えられる人材もいた。しかし、年金教育の多くは、個人の高い志と、無償のボランティア行為で支えられているのが現実である。現場で、年金教育を行う講師の育成、資料の作成、活動経費の捻出などを、組織的、継続的、効率的に行える根拠も無くなっている。

学校教育現場、年金事務所、年金教育講師の三者の強い連携と、年金教育の具体的実施のスケジュール化、実施のための具体的な方策を、もう一歩進めねばならない。まさに「年金教育の灯を消すな」である。

これまでの年金教育は

かつて旧社会保険庁は、将来の年金制度を担う学生に対して、公的年金制度の仕組み、基

本理念を正しく理解してもらうために、学校教育の場における年金教育を推進してきた。

その経緯は、平成三年、社会保険庁から文部省へ「学校教育における公的年金制度に関する教育の推進について」の要望が始まる。平成六年からモデル事業として年金教育を実施、平成一〇年度以降、全ての都道府県に拡大された。また、平成一五年以降、各社会保険事務局に学校教育関係者、社会保険関係者から構成される「年金教育推進協議会」を設置し、年金教育の推進を図ってきた。平成一八年の実績としては、全国の中・高校の七割近い学校において「教員を対象とした年金セミナー」、三割を超える「生徒を対象とした年金セミナー」が実施された。

しかし、平成二二年の「事業仕分け」で事業廃止となった。仕分け人のコメントで「広報・教育の必要性は認めるが、現状は場当たり的。まずは記録問題の一定程度の解決が急務」とのことであったが、どこが「場当たり的」なのか理解に苦しむところである。

年金セミナーを受講した学生からのアンケートには「このセミナーのような説明を国民にむけて行えば、未納・滞納も少しは減ると思う。ちゃんと教えてくれないから、国民はどうしたらいいのか分からないのだと思う」。その通りではないか。

学校における年金教育や、地域における年金の啓発活動は、年金制度を安定的に維持するためには大変重要である。

「年金図書」平成23年度改訂のご案内 好評発売中



国民年金ハンドブック (平成23年度版)
A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。



年金相談の手引 (平成23年度版)
A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給条件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。



年金相談AからZ (平成23年度版)
B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。



現場力を高める!! **年金相談Q&A** (平成23年度版)
Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。



国民年金法総覧 (平成22年4月版)
B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)
法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。3年ぶりの改訂版。

株式会社 **社会保険研究所**
東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>



第三号不整合記録の是正を進めるための法律案が、二月二日に国会に提出されています。これと並行して、日本年金機構では、第三号不整合記録を有する人の記録を訂正し、年金受給権の確保に向けた対応を進めていくこととなりました。

具体的には、まず過去二年以内に第三号不整合記録を有することが判明した人について、記録訂正に必要な届出の勧奨を行い、国民年金保険料の納付をお願いすることとしています。

第三号被保険者の届出義務

第三号被保険者になったときおよび第三号被保険者でなくなったときには、それぞれの場合に届出が必要です。

①第三号被保険者になったときの届出

配偶者である第二号被保険者に扶養されたことになった場合には第三号被保険者になりますので、必ず第三号被保険者に該当する旨の届出を配偶者の勤務する会社(事業主)に提出します。

ただし、配偶者である第二号被保険者が、六五歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある場合には、その被扶養配偶者は第三号被保険者とはなりません。

②第三号被保険者でなくなったときの届出

第三号被保険者の年収が増加

国民年金の第三号不整合問題

して三〇万円以上になると見込まれる場合や配偶者である第二号被保険者が退職などによって厚生年金保険等の加入者でなくなった場合などにより配偶者である第二号被保険者の扶養から外れた場合には、第一号被保険者になります。このような場合には、必ず住所地の市区町村に第一号被保険者への種別変更届を提出してください。

第三号不整合記録への対応

第三号被保険者が第一号被保険者となった場合は、右に述べたとおり届出が必要となりますが、この届出がもれていないため、実際には第一号被保険者であるにもかかわらず、第三号被保険者期間として年金記録が管理されている場合があります(第三号被保険者記録の不整合期間)。

このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第一号被保険者期間に記録訂正が行われますので、保険料未納となつて年金額が減額となつたり、年金受給資格期間がなくなり無年金者となる可能性があります。

このため、日本年金機構では、不整合期間を有する人を対象に、不整合期間を本来の第一号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせしています。

第一号被保険者期間へ変更したことにより保険料の納付が必要となつた期間(過去二年以内)については、日本年金機構から

国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関などで保険料を納めてください。

また、年金記録の中に不整合期間が見つかり、過去二年より前に遡って第三号被保険者に該当していた場合については、「第三号被保険者該当届(年金確保支援法用)」の届出が必要となります。



この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

視点

コラム

バカ発見器

レーダー探知機のように馬鹿者を発見したら音が鳴り響くといったものでは、もちろんない。

しかし今、世の中ではそれに匹敵するくらい優秀なバカ発見器として認知されつつあるものが存在するようだ。ツイッターと呼ばれるネット上の簡易投稿サイトがそれだ。

ツイッターとはインターネット上の自分のページに百四〇字以内、つまりこのコラムの十行程度の短い文章を投稿(つぶやき)できる仕組みで、サービス開始からわずか数年

だが、世界中で爆発的な勢いで普及している。

最近では中東の民主化の動きの中で市民の間の情報のやりとりに使われ、その絶大な効果からツイッター革命とも称されている。使い方によっては独裁者をも倒す強力な武器にもなるのだ。

それが(我が国では)なぜバカ発見器と称されるのか。実例をあげるのが早いだろう。あまりにも気軽につぶやけるからか、万引き、自動車泥棒、未成年喫煙・飲酒といった犯罪行為を、またホテルやショップなど自分の勤務先で得た情報、例えば有名人がお忍びで来たなどという明らかにプライバシーに属するこ

となどをつぶやいてしまう。言うまでもなく、これら行為はツイッターでつぶやくかどうかに関わらず許されない行為であり、規範意識が欠けた馬鹿者たちであることに異論はないだろう。

さらに、である。そのほかげた行為を世の中にわざわざ自分でさらすという馬鹿の上塗りをしてしまう不思議。彼らもわざわざ世界中に自分の馬鹿をさらけだしたいわけではないだろう。仲間内でのひそひそ話のつもりなのだろうが、そのつぶやきが即座に世界中に拡散されるということの自覚がない。

結果どうなるか。暇なネットウォッチャーたちによって、馬鹿なつぶやきをした人物が特定され、名前や学校、果ては居住地までさらされてしまう。勤務先でのできごとをつぶやいていたときにはその職場の責任者の謝罪にまで追い込まれてしまう。

本人が当初のつぶやきを削除してもダメだ。いったんネットに載った以上は誰かが保存して、さらされ続ける。こういったことはしばしばマスメディアでも報道されるにもかかわらず、おろかな行為は後を絶たない。

まさにツイッターが馬鹿発見器と称される所以であろう。ツイッターが便利な道具であることは確かであろうが、そのつぶやきの先には世界中の目があることを忘れないようにしたい。良識ある人間なら大丈夫だろう。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後までトク

- ◎掛金は全額所得控除。
 - ◎掛金は自由に設定。
- ※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後からトク

- ◎基本は終身年金。だから、一生お受取り。
 - ◎万が一の時にはご家族に一時金も。
- ※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は
フリーダイヤル 0120-65-4192
※地域によっては携帯電話からはつながりません。



ご職業ごとに加入できる職能型もあります。
くわしくはホームページをご覧ください。
www.npfa.or.jp